

姫路市 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 見直しの趣旨

姫路市(以下「本市」という。)では、平成 30 年 3 月に「姫路市一般廃棄物処理基本計画」(以下「現行計画」という。)を策定し、「未来に誇れるECOな都市」を目指して、基本方針を定め、42 の施策と 60 の推進項目を掲げて、ごみの削減等に努めてきました。

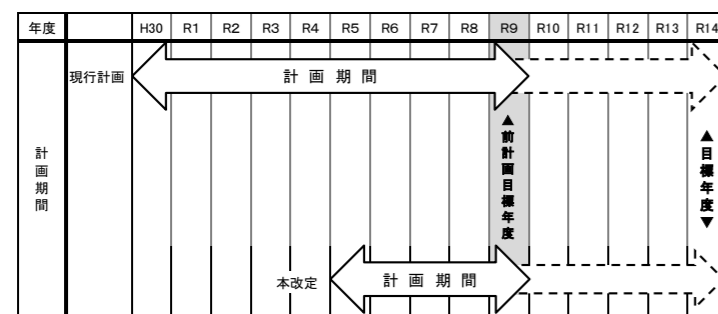
一方、現行計画策定以降、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、政府・関係省庁が率先して取り組む方針が示され、令和元年には「食品ロス削減推進法」、令和 4 年には「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。

また、本市は、日本のSDGsモデルの構築を目的として、「経済」「社会」「環境」の三側面について課題解決や新しい価値創造に向け、優れた提案(計画)を行った自治体を選定される「SDGs未来都市」に選ばれています。本市が描くSDGs未来都市プロジェクトでは、市民・企業・団体等の多様なステークホルダーと連携・協働し、持続可能なまちづくりを目指していくこととしています。

以上のように、SDGsの目標達成に向けた取り組み、廃棄物行政を取り巻く状況や本市人口の変化、また、廃棄物処理における減量目標等の達成状況を踏まえ、現行計画の見直しを行う必要があり、策定後5年目を迎えることから、今回、見直しを行うこととしました。

2. 対象期間

計画期間は令和 5~9 年度とします。

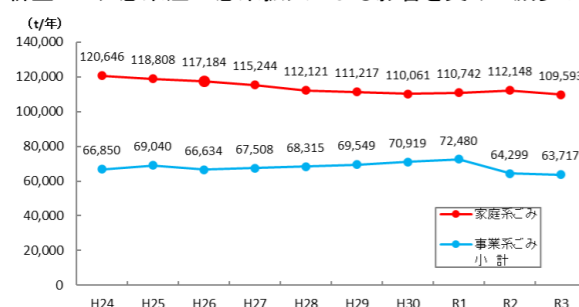


3. ごみ処理基本計画

(1)ごみの排出等に係る現状

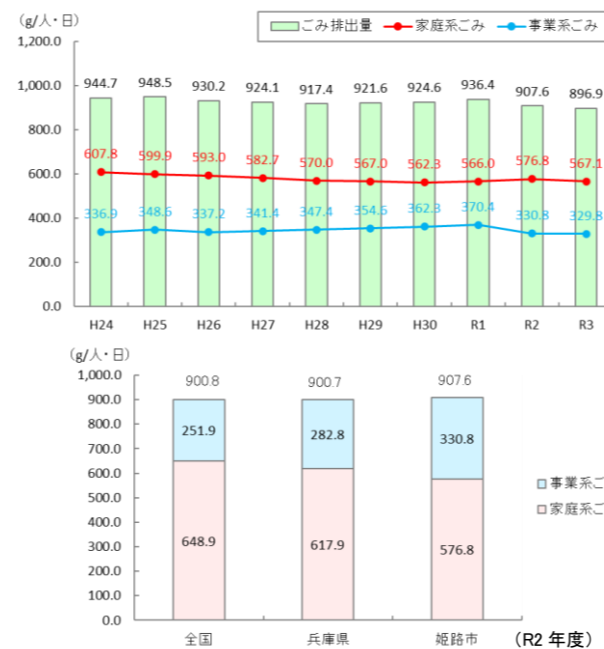
● ごみ排出量の実績

ごみ排出量の状況は以下のグラフのとおりです。家庭系ごみについては緩やかに減少傾向を示す一方、事業系ごみは増減を繰り返しながら増加の傾向が見られます。令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けて減少しているものと推察されます。



一人一日当たりの排出量で見ると、以下に示すとおり、増減はあるものの、全体として減少傾向にあります。ただ、事業系ごみについては、増減を繰り返しながら増加傾向にあります(令和2~3年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響が一因であると推察されます)。

また、全国や兵庫県と比較すると、家庭系ごみについては低くなっている一方、事業系ごみは高くなっており、その結果、全体のごみ排出量においても全国や兵庫県より高くなっています。



● 中間目標年度の進捗状況

令和 4 年度を対象とした中間目標に対して令和 3 年度の実績は資源化率以外については、中間目標の達成は厳しい状況です。

	令和 3 年度	令和 4 年度 (中間目標)	令和 9 年度 (計画目標)	令和 14 年度 (目標)
【重点目標】 原単位 (g/人・日)	-	495.1	456.7	445.4
【目標1】 排出量 (t/年)	508.5	-	-	-
【目標2】 資源化率	15.9%	15.2%	16.4%	17.6%

※原単位：1日1人当たりの家庭系ごみ排出量(資源物及び集団回収除く)

● ごみ質調査結果

可燃ごみについて、ごみ質調査を行った結果、家庭系ごみでは 23.6%、事業系ごみでは 30.9%の資源ごみの混入がありました。また、厨芥類のうち、直接廃棄されたものは家庭系ごみで 9.0%、事業系ごみで 0.6%含まれていました。

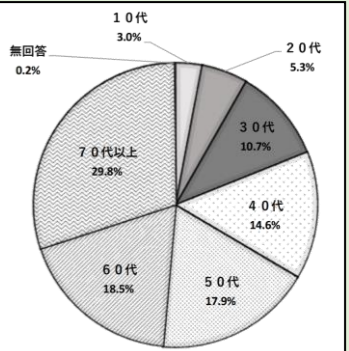
● アンケート調査結果(速報値)

市民 3,000 人及び事業社 500 社にごみに関するアンケート調査を実施しました。いずれも 4 割を超える回答を得ました。

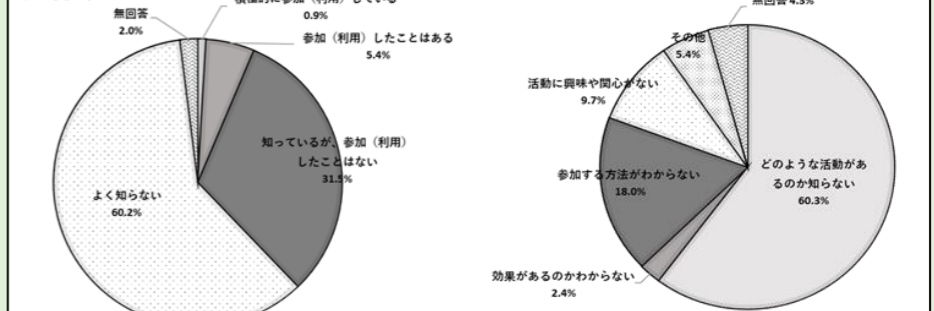
市民アンケートでは回答者の年齢層も広範囲に得られ、事業者アンケートにおいても広範囲の企業規模(従業員数規模)から回答を得ました。

市民アンケートの結果を見ると、ごみ減量の取り組みについては、マイバックの持参などレジ袋をもらわない割合は回答者の約 95%となっていることから、ごみ減量への意識は高いものと考えられました。

一方、食品ロスに関しては、取り組み参加している割合は約 6%となり、参加していない人のうち、「活動(取り組み)の内容を知らない」や「参加の方法が分からない」という人の割合が約 78%と高く、周知強化の必要性が確認されました。



問 11 姫路市が行う食品ロス削減運動についての取り組みを知っていますか、また、参加(利用)したことはありますか。(1つだけ選択してください)



事業者アンケートにおいても食品ロス削減に関するアンケート結果は同様の結果でした。

(2)課題

- 未開封や未利用など食品ロスの削減
- 分別の徹底
 - ◇可燃ごみに混入している資源ごみの削減
 - ◇適正なペットボトルの分別(ボトル to ボトルに向けて)の促進
 - ◇分別区分の統一と分別区分の検討
- ごみ収集運搬・搬入
 - ◇収集運搬効率の向上
 - ◇持込ごみの処理手数料の見直し
 - ◇粗大ごみ(大型ごみ)の排出方法の検討
 - ◇適正処理の推進
- ごみの減量化・資源化
 - ◇家庭ごみ処理の有料化の検討
 - ◇プラスチック循環促進法への対応
- 周知・啓発活動(方法)の検討
- 事業者の環境配慮型の製品・サービスの開発・普及・提供に対する支援の検討
- 市川美化センター老朽化に伴う新施設整備の検討
- 最終処分場の延命化のためのごみの減量化・資源化の推進

(3)基本計画

基本的な考え方

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、
連携・協働して持続可能なまちづくりを目指す。

- 市民には、「食品ロスの削減」によるごみ減量化の推進や「分別の徹底」による資源化率の改善をはじめとした取組みが求められます。
- 特に「製造業」、「飲食サービス業」、「小売業」を中心とした事業者には環境配慮型事業活動への取組みが求められます。
- 行政には、循環型社会形成へ向けた取組みが総合的・効率的に図られるよう、様々な分野を繋げるコーディネーターとしての役割が求められています。
- 3者協働としては、市民・事業者・行政の3者が協働して、より美しく、魅力ある住み良いまちづくりに取り組むことが求められます。

基本理念

- ・ 3Rが浸透したライフスタイルを実践する市民と
- ・ 環境配慮型ビジネススタイルを確立した事業者と
- ・ 循環型社会の実現に向けた基盤づくりに努める行政がそれぞれの役割を果たしつつ、3者が協力し合って、

環境にやさしく (Ecological)
快適で (Comfortable)
姫路らしい (Original)

まちづくりに取り組み、未来に誇れるECOな都市を目指す。

【基本方針1】

環境問題を意識し、循環型社会にふさわしい暮らしが定着する都市

- | | |
|---|--|
| <p><戦略></p> <p>1 発生抑制の推進</p> <p>2 再使用の推進</p> <p>3 再生利用の推進</p> <p>4 環境教育・学習の推進</p> | <p><主な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスの削減、容器包装廃棄物の削減、既存物の有効利用 ● 詰替え用品の利用、修理品の再利用、リユース市場の活用 ● 分別の徹底、店頭回収の利用促進、資源古紙行政回収、リサイクル製品の購入 ● 環境問題を考える機会創出、環境教育に関わる人材の育成 |
|---|--|

【基本方針2】

環境負荷低減に配慮した企業活動を行う都市

- | | |
|---|---|
| <p><戦略></p> <p>1 環境にやさしい
経済活動の推進</p> <p>2 環境配慮型
生産活動の推進</p> | <p><主な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮型製品の利用、環境配慮型ごみ処理事業の推進、事業系ごみの資源化の促進、排出者責任の浸透 ● 食品ロスの削減、容器包装廃棄物の削減、店頭回収の実施 |
|---|---|

【基本方針3】

適正かつ高度でありながらも市民生活と調和した

ごみ処理システムを備えた都市

- | | |
|--|---|
| <p><戦略></p> <p>1 循環型社会の実現に向けた取組みの推進</p> <p>2 周知・啓発活動の充実</p> <p>3 新たな処理システムの検討</p> <p>4 適正処理の推進</p> <p>5 新たなごみ処理施設の整備</p> | <p><主な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者・各種団体などとの連携の活用、食品ロス削減の取組みの推進、資源物の有効活用 ● 周知・啓発の内容の充実、周知・啓発方法の拡充 ● 分別、収集運搬体制の見直し、ふれあい収集の実施、戸別収集等の導入検討、ごみ処理手数料の見直し ● ごみの適正排出・処理への誘導、効率的で適正な処理体制の構築、最終処分場の安定的な確保 ● 新美化センターの整備検討 |
|--|---|

【基本方針4】

住む人・訪れる人にとって気持ちの良い清潔な都市

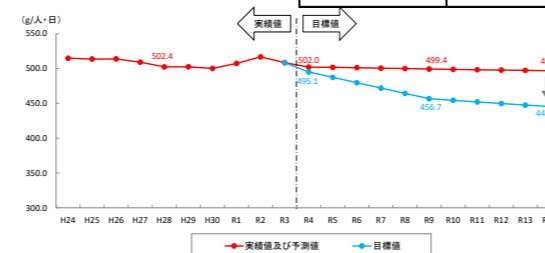
- | | |
|--|--|
| <p><戦略></p> <p>1 きれいなまちづくりの推進</p> <p>2 3者協働による美化活動</p> | <p><主な施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄の防止、まち美化活動の活性化、生活環境美化事業の推進 ● 3者協働体制の推進 <p>の充実</p> |
|--|--|

(4)基本理念の実現に向けたごみの減量目標

現行計画の目標に対する達成状況は、現時点において達成できていない状況にあるものの、計画目標値及び目標値ともに見直さず、引き続きこれらの目標達成に向けて取り組んでいくこととします。 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物及び集団回収除く)

① 重点目標

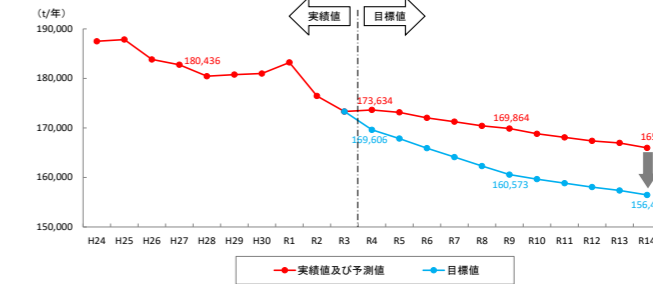
実績値 (平成28年度)	中間目標値 (令和4年度)	計画目標値 (令和9年度)	目標値 (令和14年度)
502.4	495.1	456.7	445.4



② 目標

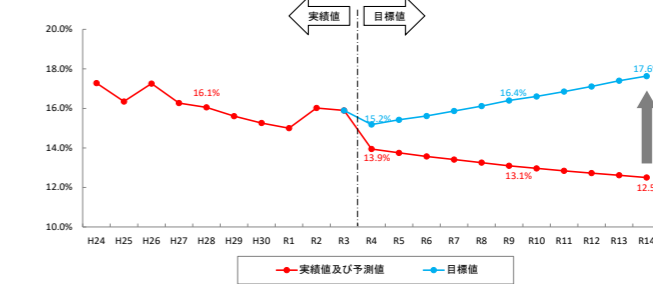
ア. ごみ排出量(単位:t/年)

実績値 (平成28年度)	中間目標値 (令和4年度)	計画目標値 (令和9年度)	目標値 (令和14年度)
180,436	169,606	160,573	156,461



イ. 資源化率

実績値 (平成28年度)	中間目標値 (令和4年度)	計画目標値 (令和9年度)	目標値 (令和14年度)
16.1%	15.2%	16.4%	17.6%



4. 生活排水処理基本計画

(1)生活排水の処理方式別人口の動向と現状

以下に示すとおり、生活雑排水処理人口は、全市民の97%に達しています。しかし、約1.6万人は単独浄化槽やし尿処理に頼り、生活雑排水が適切に処理されていないまま公共用水域に放流されています。

処理方式	R3	
	人口	割合
水洗化人口	下水道(水洗化人口)	482,930 91.2%
	生活雑排水処理人口	14,347 2.7%
	集落排水処理施設	8,952 1.7%
	合併処理浄化槽	7,556 1.4%
小計	513,785 97.0%	
生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	2,838 0.5%	
小計	516,623 97.6%	
非水洗化人口(くみ取り(自家処理含む))	12,827 2.4%	
合計	529,450 100.0%	
うち生活雑排水未処理人口	15,665 3.0%	

※ 令和4年3月31日現在

(2)基本施策

生活雑排水処理に係る主な施策は以下のとおりです。

- 下水道整備の推進及び速やかな接続の促進
- し尿・浄化槽汚泥の適正処理
- 合併処理浄化槽の普及促進
- 浄化槽の適正な維持管理の徹底

(3)生活雑排水処理の目標

生活雑排水の適正処理の一層の推進を図るため、生活雑排水の処理の目標は生活雑排水の未処理人口を減少させることとします。

区分	H28	R9	R14
1. 計画処理区域内人口	538,960	521,883	514,346
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	513,694	508,570	502,993
下水道	480,083	483,344	483,689
コミュニティプラント	16,178	10,379	7,494
集落排水処理施設	11,496	6,817	5,147
合併処理浄化槽	5,937	8,030	6,663
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	10,127	2,412	2,057
4. 非水洗化(し尿収集人口(自家処理含む))	12,814	10,901	9,296
5. 計画処理区域外人口	0	0	0